

## 静岡県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定により、磐田市において平成24年3月30日付け県公報第2381号告示第315号及び平成24年9月4日付け県公報第2426号告示第755号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川 勝 平 太

### 1 区域の名称

見付大谷口B土砂災害警戒区域 見付大谷口B土砂災害特別警戒区域

見付狐塚A土砂災害警戒区域 見付狐塚A土砂災害特別警戒区域

見付狐塚B土砂災害警戒区域 見付狐塚B土砂災害特別警戒区域

### 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

### 3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所基盤整備課に備え置いて縦覧に供する。）